

# 砥部町国土強靱化地域計画



令和3年3月  
(令和4年7月改訂)  
(令和7年3月改訂)  
(令和8年3月改訂)

砥 部 町



# 目 次

<b>第1章 国土強靱化の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節 地域計画の目的.....	1
第2節 基本目標.....	1
第3節 計画期間.....	1
第4節 地域計画の役割と位置付け.....	2
第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針.....	3
第6節 基本的な進め方.....	3
<b>第2章 対象とする災害と被害想定</b> .....	<b>4</b>
第1節 本町の特徴.....	4
第2節 対象とする自然災害.....	6
<b>第3章 脆弱性評価</b> .....	<b>11</b>
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	11
第2節 強靱化施策の設定.....	12
第3節 脆弱性評価の実施手順.....	13
第4節 脆弱性評価結果.....	14
<b>第4章 強靱化の推進方針</b> .....	<b>15</b>
第1節 推進方針の概要.....	15
第2節 具体的な推進方針の内容.....	19
<b>(参考)</b> .....	<b>38</b>
《別紙1》「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性 の評価結果.....	38
《別紙2》「施策分野」ごとの強靱化の推進方針.....	54
《別紙3》推進方針に基づく取組み.....	73



## 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

### 第1節 地域計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発、激甚化にさらされており、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な取り組みである国土強靱化を推進しているところである。

砥部町（以下「本町」という。）においても、例年、台風や豪雨等により風水害、浸水害や土砂災害などの多くの災害が発生しており、今後30年以内には、70%～80%の確率で南海トラフ地震も予測されていることから、危機に翻弄されることなく打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境とするため、本計画を策定する。

### 第2節 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
4. 迅速な復旧復興が図られること

### 第3節 計画期間

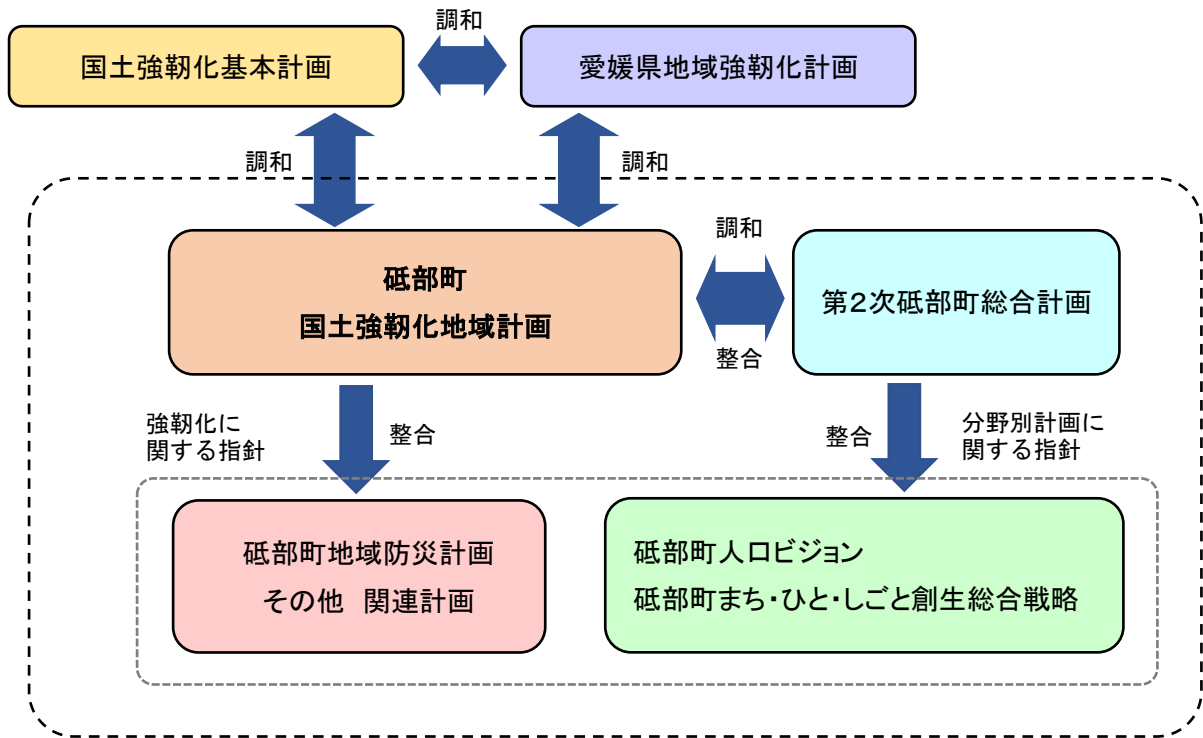
本計画は、本町の分野別計画の国土強靱化に関する指針となることから、計画期間を「第2次砥部町総合計画」（以下「総合計画」という。）に合わせ令和3年度から令和9年度までとし、整合・調和を図ることとする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

## 第4節 地域計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本町が有する様々な分野の計画等の指針となる。

国土強靱化に係る部分については、本計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画等の関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していくものとする。



■ 国土強靱化に係る計画の体系

【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

## 第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針

本計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

### 1 国土強靱化の取組み姿勢

- (1) 本町の強靱性を損なう本質的原因として、何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ取り組む。
- (2) 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組む。
- (3) 地域特性を活かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

### 2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備する。
- (2) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

### 3 効率的な施策の推進

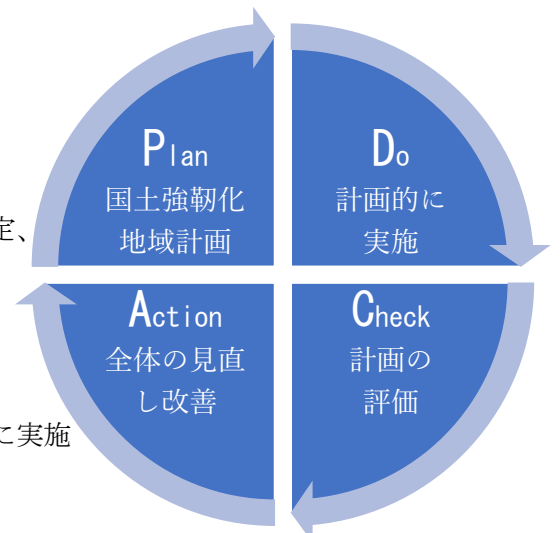
- (1) 人口の減少等に起因する住民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- (2) 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (3) 行政、民間、住民が連携・協力しながら取組みの輪を広げていく。
- (4) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。

## 第6節 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりPDCAサイクルを繰り返すものとする。

### ■基本的な進め方

- 1 地域を強靱化する上での目標の明確化  
(事前に備えるべき目標の設定)
- 2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定、強靱化施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 4 リスクへの対応方策の検討
- 5 対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施
- 6 その結果を評価し、全体の取組みの見直し・改善



PDCA サイクル

## 第2章 対象とする災害と被害想定

### 第1節 本町の特長

#### 1 地形

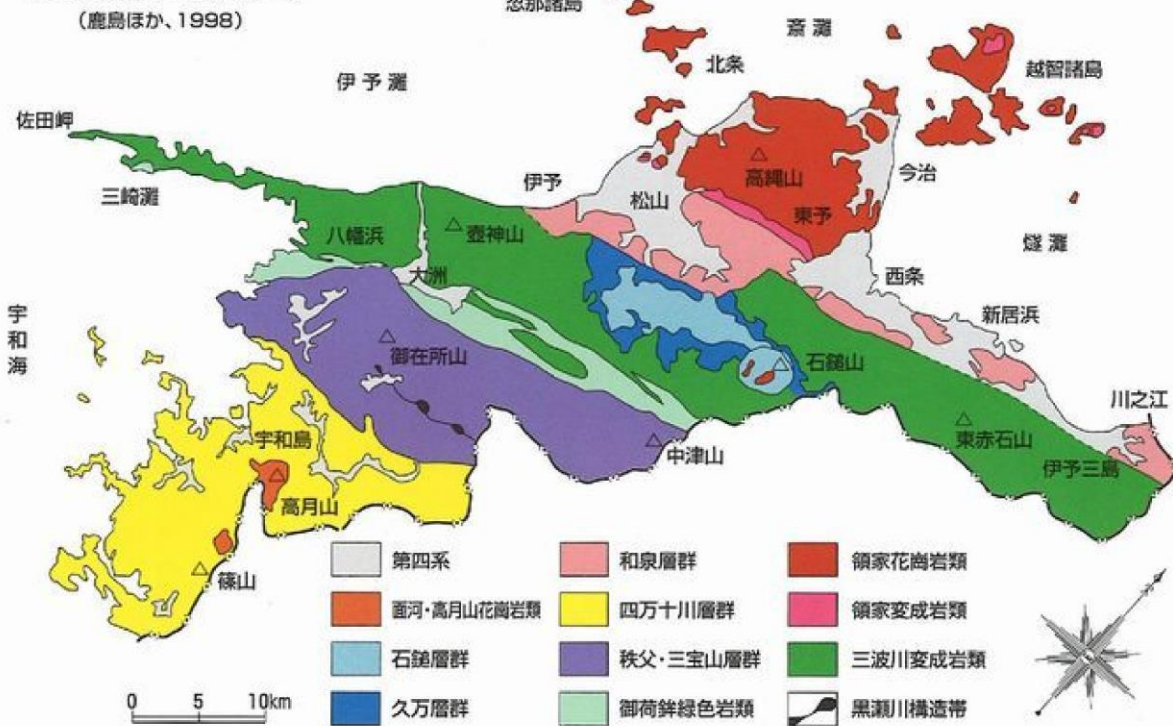
本町は、愛媛県の中央に位置し、北部は県都松山市に重信川を隔てて接しており、西部は松前町、伊予市、東部は松山市、久万高原町、南部は内子町と接している。

本町の面積は、101.59 km<sup>2</sup>で、可住地は、そのうちの約30%に当たる30.07 km<sup>2</sup>で、残りは林野となっている。

本町の砥部地域は、重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れ、盆地状の地形となっている。

また、南部に向かうにつれ標高が高くなり、広田地域は北ヶ森(1,010m)、三郷の辻(932m)などの高峰に囲まれた山間地域になっており、大部分が15度以上の傾斜地という、起伏の多い地形となっている。

### 愛媛県地質図



(出典：管内道路概要図，四国地方整備局大洲河川国道事務所，2005)

#### 2 気候

本町の気候は、地域ごとに異なり、北部は年間を通して温暖な気候であるが、南部の山間部では冬季に15cm程度の積雪も見られる。また、その中間部は寒暖差が大きな盆地的気候となっている。全体的には良好な気候となっており、居住に適した地域となっている。

年間平均気温は17.4℃、年間降雨量は1,144.5mm(令和元年：松山地方気象台)である。



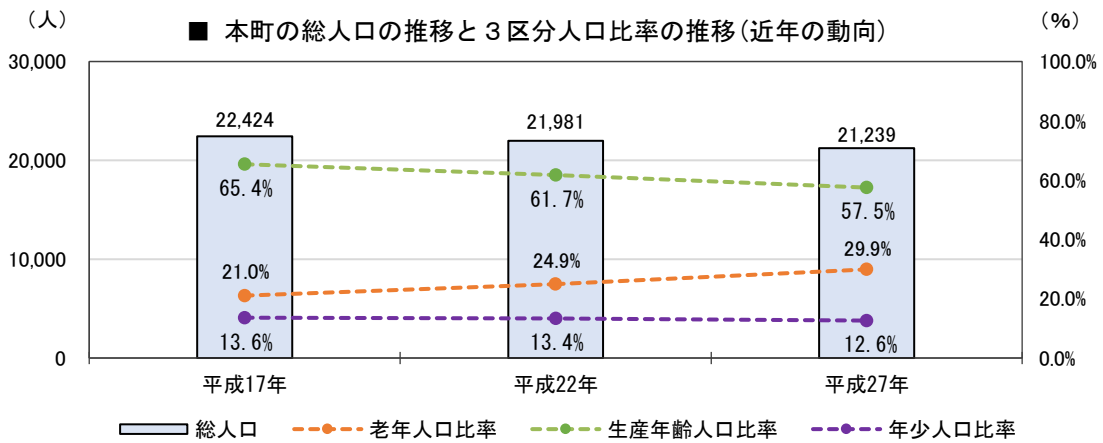
### 3 人口構造

平成27年国勢調査において、本町の人口は21,239人、世帯数は8,356世帯であり、近年は減少傾向にある。また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成27年国勢調査時点で29.9%と高い水準にあり、少子高齢化が進んでいる。

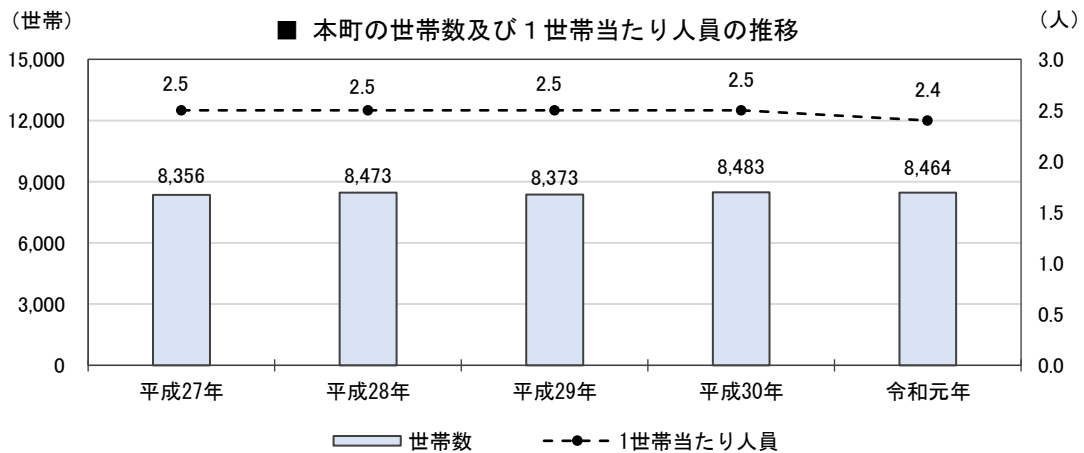
#### ■本町の人口・世帯数の推移

	総人口	世帯数	1世帯当たり人員	人口の増減数
平成7年	21,705人	7,127世帯	3.05人/世帯	903人
平成12年	22,075人	7,731世帯	2.86人/世帯	370人
平成17年	22,424人	8,201世帯	2.73人/世帯	349人
平成22年	21,981人	8,272世帯	2.66人/世帯	△443人
平成27年	21,239人	8,356世帯	2.54人/世帯	△742人

資料：国勢調査



資料：国勢調査



※平成27年は国勢調査結果 その他は10月1日現在の推計人口

資料：国勢調査、えひめの統計

## 第2節 対象とする自然災害

### 1 近年の自然災害による被害

#### (1) 風水害

年 月 日	原因	被害概要
H29. 9. 17～9. 18	台風第18号	住家被害 床上浸水15棟 床下浸水97棟 公共土木施設被害 40,962千円
H30. 7. 6～7. 8	平成30年 7月豪雨	住家被害 半壊2棟 床上浸水1棟 床下浸水14棟 農林水産業施設被害 77,387千円 公共土木施設被害 274,940千円
H30. 9. 30～10. 1	台風第24号	住家被害 床上浸水1棟 一部破損1棟 農林水産業施設被害 1,047千円
R2. 7. 5～7. 11	令和2年 7月豪雨	住家被害 床下浸水1棟 農林水産業施設被害 113,538千円 公共土木施設被害 105,702千円



H29 台風第18号



H30 7月豪雨



H30 台風第24号



R2 7月豪雨

(2) 地震災害

年 月 日	原 因	被 害 概 要
H13. 3. 24	平成13年 芸予地震	震度 5 強を観測 住家被害 一部破損69棟 公共施設被害 8,000千円
H26. 3. 14	伊予灘地震	震度 4 を観測 公共施設被害 2,000千円

## 2 対象とする自然災害

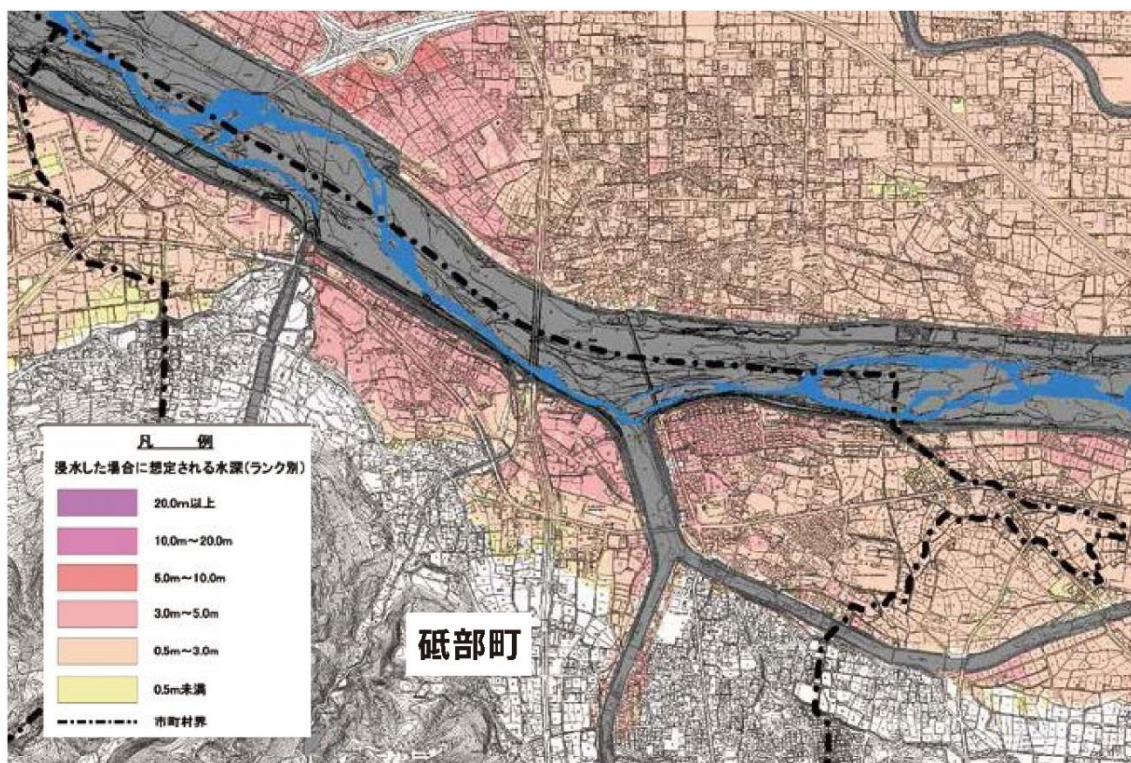
本計画では、本町の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とする。

### (1) 台風、集中豪雨等による風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。

本町では、台風等の豪雨による浸水被害を受けているほか、山間部に集落が点在しており、土砂災害警戒区域指定箇所数が105箇所ある状況（平成29年3月7日現在。土砂災害特別警戒区域は103箇所）等から、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

国土交通省(四国地方整備局松山河川国道事務所)においては、水防法の規定により、重信川において、想定最大規模の降雨（24時間総雨量626mm）を対象とした洪水浸水想定区域図を作成している。



出典：松山河川国道事務所HP

(2) 南海トラフ巨大地震

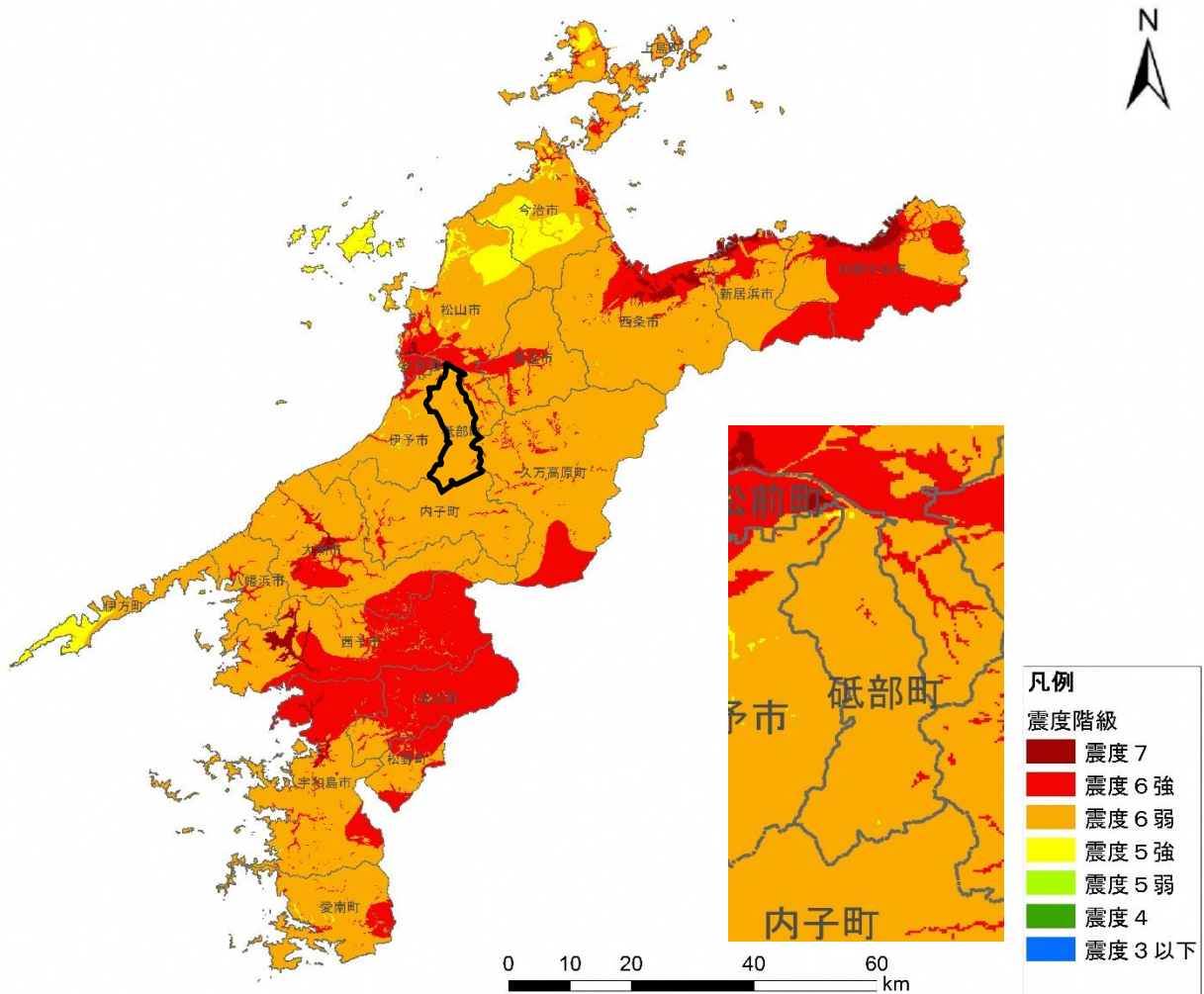
南海トラフ巨大地震とは、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震のことで、本町では、最大震度6強の揺れが想定されている。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊 285 棟（約 2.5%）・半壊 1,570 棟（13.6%）、死者 16 人（約 0.1%）の被害となることが想定されている。避難者（1日後～1カ月後）についても、最大で 4,379 人（約 19.9%）の発生が想定されている。

なお、本町では津波による被害は想定されていない。

※南海トラフとは、四国南岸から駿河湾沖に至る約 700km の細長い海底のくぼみ（トラフ）のことで、この南海トラフ沿いのプレート境界が震源となる地震が「南海トラフ地震」である。南海トラフ地震は、おおむね 100 ～200 年間隔で繰り返し起こっているが、その間隔にはばらつきがあり、地震の規模や震源域など多種多様なパターンで発生していることが分かっている。将来の地震発生確率は、30 年以内に 70%～80%と言われている。

平成 25 年に愛媛県が発表した「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」による南海トラフ巨大地震の震度分布（ケース重ね合わせ：県内全域）は次のとおりである。



出典：愛媛県地震被害想定調査結果

「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」において、愛媛県が試算した本町の被害が最大となる地震ケースの被害想定は次のとおりである。

◆建物被害

総棟数 11,503 棟

被害の要因	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
揺れ	246	1,496
液状化	16	30
土砂災害	19	45
津波	0	0
地震火災	4	—
合計	285	1,570

◆人的被害

本町の人口 21,981 人

被害の要因	死者数 (人)	負傷者数 (人)
建物倒壊	15	320
(うち屋内収容物の転倒等)	1	23
土砂災害	2	2
津波	0	0
火災	0	0
合計	16	322

◆避難者数

本町の人口 21,981 人

	1 日後	1 週間後	1 か月後
避難者数 (人)	671	4,379	4,085
(うち避難所への避難者数 (人))	403	2,190	1,226

出典：平成 25 年 愛媛県地震被害想定調査結果

※建物総棟数と本町の人口は、被害想定調査時の数値です。

※各項目に小数点以下の数値があるため、各項目の数値の合算と合計の数値が一致しない箇所があります。



## 第3章 脆弱性評価

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画を踏まえ、8項目の「事前に備えるべき目標」と28項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (28項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死者数の発生
		1-2	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (28項目)	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

## 第2節 強靱化施策の設定

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と3つの「横断的施策分野」を設定し、次のとおり評価を行った。

個別施策分野 (8項目)	① 行政機能、消防等、防災教育等 ② 住宅・都市、国土保全、土地利用 ③ 保健医療・福祉 ④ 産業、金融、エネルギー	⑤ ライフライン、情報通信 ⑥ 交通・物流 ⑦ 農林 ⑧ 環境
横断的施策分野 (3項目)	① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策	③ 地域づくり



### 第3節 脆弱性評価の実施手順

脆弱性の分析・評価では、まず「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策（事業）群を「プログラム」として整理する。

#### ■ 「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係

リスクシナリオ	個別施策分野				
	行政機能、消防等、防災教育等	住宅・都市、国土保全、土地利用	保健医療・福祉	産業、金融、エネルギー	・・・
巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死者数の発生	消防団・自主防災組織の充実・強化	公共施設の耐震化・長寿命化の推進	社会福祉施設の耐震化の促進		
台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害による多数の死傷者の発生	洪水・内水ハザードマップの作成	下水道施設の整備の推進	DMATの充実・強化		
・ ・	<b>プログラム</b> (リスクシナリオごとの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群)				

次に、各プログラムを構成する個別の施策（事業）ごとの課題や進捗状況を把握し、施策（事業）によって「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避が可能であるかを検討し、不可能である場合に何が足りないかということ『脆弱性』として評価し、その結果について、プログラムごとにとりまとめを行う。この時、施策（事業）の現況を把握するため、定量的な「重要業績指標」を必要に応じて設定する。

また、施策分野（個別施策分野・横断的施策分野）ごとに取り組むべき課題を明らかにするため、個別の施策（事業）の評価結果を施策分野（個別施策分野・横断的施策分野）ごとに整理する。

#### ■ 脆弱性評価・分析の方法

リスクシナリオ	個別施策分野					プログラムの評価（脆弱性を評価）
	行政機能、消防等、防災教育等	住宅・都市、国土保全、土地利用	保健医療・福祉	産業、金融、エネルギー	・・・	
巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死者数の発生	消防団・自主防災組織の充実・強化	公共施設の耐震化	社会福祉施設の耐震化			→
台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害による多数の死傷者の発生	洪水・内水ハザードマップの作成	下水道施設の整備	DMATの充実・強化			
・ ・	施策分野ごとの評価【整理】					

以上により、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する現在の本町の脆弱性を把握する。

## 第4節 脆弱性評価結果

前述の手順に従い、プログラムごと及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、《別紙1》リスクシナリオごとの脆弱性評価結果及び《別紙2》「施策分野」ごとの強靱化の推進方針に整理するとおりである。

また、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

### ①効果的なハード・ソフト対策が必要

自然の猛威から住民の命を守り、被害を最小限に抑えるためには、施設・機器の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や住民への周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

### ②横断的な取組みと関係機関・民間等との連携が必要

国土強靱化への取組みは多岐に渡ることから、本町のみでは対応が困難なことが多く、従来の行政の枠組みにとらわれない横断的な取組みを推進することが必要である。

また、国・県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や住民と連携・協力しながら強靱化の取組みの輪を広げていくことも必要である。

## 第4章 強靱化の推進方針

### 第1節 推進方針の概要

前章の脆弱性の分析・評価結果に基づき、本町の地域強靱化を行うために必要な推進方針を「起きてはならない最悪の事態（28のリスクシナリオ）」ごとに、次の53項目に整理した。

（推進方針の項目一覧）

#### 1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死者数の発生

- (1) 公共建築物の維持・管理・運営と防災拠点機能の強化
- (2) 住宅・建築物等の耐震化等
- (3) 消防・救急の充実
- (4) 災害対応能力の向上
- (5) 迅速な災害情報伝達システムの構築

##### 1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害による多数の死傷者の発生

- (1) 浸水対策の推進
- (2) 土砂災害防止施設の整備
- (3) ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施

#### 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

##### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- (1) 輸送路の確保等
- (2) 非常用備蓄の促進
- (3) 水道施設の耐震化等
- (4) エネルギー供給の停止対策

##### 2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- (1) 道路等における防災対策の強化
- (2) 孤立集落対策の充実

##### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- (1) 救助・救急機関等との連携の強化
- (2) 地域防災力の向上

**2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱**

- (1) 帰宅困難者等への対策

**2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺**

- (1) 医療関係者の不足対策
- (2) 保健・福祉関係者の不足対策
- (3) 被災、支援ルートの途絶回避

**2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

- (1) 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

**2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

- (1) 避難所の運営体制の支援
- (2) 福祉支援体制の充実強化
- (3) 避難所運営マニュアルの整備

**3 必要不可欠な行政機能は確保する**

**3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下**

- (1) 災害対策本部の機能強化
- (2) 業務継続計画（BCP）の推進
- (3) 通信・情報共有システムの充実

**4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

**4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

- (1) 防災・災害対応に必要な行政通信の強化
- (2) 災害情報等の伝達強化

**4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

- (1) 災害情報等の連絡手段の確保

**4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

- (1) 災害関連情報の伝達手段の多様化等

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- (1) サプライチェーンの寸断対策
- (2) 交通ネットワークの機能停止対策

### 5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- (1) 物流機能等の確保

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- (1) 浸水対策のための下水道の強化
- (2) 水資源の確保
- (3) ライフラインの機能確保

### 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- (1) 汚水処理施設の整備・維持管理

### 6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

- (1) 道路施設の安全対策の推進

### 6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- (1) 情報共有インフラの維持強化

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- (1) 市街地の火災対策
- (2) 建物倒壊等による交通麻痺

### 7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- (1) ため池等の防災対策

### 7-3 有害物質の拡散・流出

- (1) 有害物質の流出対策

#### 7-4 農地、森林等の被害

- (1) 農地・農業水利施設の適切な保全管理
- (2) 森林の荒廃対策

### 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- (1) 災害廃棄物処理体制の構築
- (2) 災害廃棄物処理への協力

#### 8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- (1) 自主防災組織の充実・強化
- (2) 地域コミュニティの活性化

#### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- (1) 地域コミュニティの活性化

#### 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

- (1) 生活再建支援

#### 8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- (1) 地域経済復興支援

## 第2節 具体的な推進方針の内容

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や愛媛県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応策として次のとおり整理した。また、これらの対応策の目標とする進捗度を、可能な限り定量的に示すため、重要業績指標（KPI：Key Performance Indicators）を設定した。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死者数の発生

##### （公共建築物の維持・管理・運営と防災拠点機能の強化）

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、学校施設や社会福祉施設、町営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等について、「砥部町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進する。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。
- 想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全・安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る。
- 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る。また、大規模災害により、愛媛県指定の無形文化財である砥部焼等が被害を受けると衰退及び損失につながり、復興が困難となる可能性があることから、修復技術等の伝承を推進する。

##### （住宅・建築物等の耐震化等）

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する。
- 木造住宅の耐震化については、「砥部町耐震改修促進計画」において、令和2年度までの耐震化率90%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、住民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国・県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を行う。
- 空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の増加が予想され、大規模地震時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずるおそれがあることから、老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する。
- 大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。

##### （消防・救急の充実）

- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。

(災害対応能力の向上)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る。</li> <li>○大規模地震時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める。</li> <li>○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の被災地での教訓や訓練等の結果を踏まえ、業務継続計画(BCP)等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行うとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。</li> <li>○土砂災害のおそれのある区域について、ハザードマップ作成や標識設置による危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う。</li> <li>○新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続する。</li> <li>○町道等において大規模地震による重要建造物の耐震性の確保、道路の拡幅、交差点改良及び道路施設(道路照明・標識等)の長寿命化を推進する。</li> <li>○国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める。</li> <li>○災害時の避難や救援等に備えた町道等の整備や施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。</li> </ul>
(迅速な災害情報伝達システムの構築)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する。</li> </ul>

**【1-1 重要業績指標】**

指 標		実績 (年度)	目標 (年度)
防災士の研修などへの参加者数(累計)		50人(H28)	250人(R4)
防災士の養成数(累計)		68人(H28)	170人(R4)
自主防災組織の自主訓練回数		7回(H28)	20回(R4)
学校施設定期調査実施率		0%(H28)	80.0%(R4)
文化財等保護・活用事業数		15事業(H28)	18事業(R4)
空き家相談窓口での相談件数		0件(H28)	10件(R4)
空き家バンク物件登録申請数(累計)		0件(H28)	45件(R4)
空き家バンク制度利用者数(延べ)	物件登録者数	16人(H30)	80人(R6)
	利用登録者数		
老朽化した団地内道路の舗装補修率		90.2%(H28)	100%(R4)
橋梁修繕工事の実施箇所数(累計)		4橋(H28)	16橋(R4)
砥部焼陶芸塾入塾者数(延べ)		6人(H30)	12人(R6)
住宅の耐震化率		68.7%(H25)	90.0%(R4)
教職員の防災士資格の取得者数(各小中学校)		各校2人(R1)	各校2人(R4)
総合防災訓練の実施回数		1回/年(R1)	1回/年(R4)
危険なブロック塀の除却延長(累計)		59.2m(R1)	200m(R4)
シェイクアウト訓練の実施回数		1回/年(R1)	1回/年(R4)
老朽危険空家等の除却戸数(累計)		7戸(R1)	22戸(R4)
町道の道路幅の拡幅延長(累計)		0m(H28)	300m(R4)



**1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害による多数の死傷者の発生**

**(浸水対策の推進)**

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い銚子ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、ポンプ場、樋門、農道橋等についても、耐震対策を推進する。

**(土砂災害防止施設の整備)**

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。
- 災害時の避難や救援等に備えた町道等の整備や施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所を区域指定を促進する。
- 土砂災害におけるがけの崩壊等により人家や公共施設に重大な被害を及ぼすおそれがあり、早急な対策を必要とする箇所に対し、対策工事を実施する。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能(洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等)を確保する。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。

**(ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施)**

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高める。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域などの見直しを図る。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。
- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。

**【1-2 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
防災士の研修などへの参加者数（累計）	50人（H28）	250人（R4）
防災士の養成数（累計）	68人（H28）	170人（R4）
総合防災訓練の実施回数	1回/年（R1）	1回/年（R4）
自主防災組織の自主訓練回数	7回（H28）	20回（R4）
学校施設定期調査実施率	0%（H28）	80.0%（R4）
汚水処理人口普及率	71.4%（H28）	84.4%（R4）
間伐面積（累計）	50ha（H30）	400ha（R6）

**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

**2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

**（輸送路の確保等）**

- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ防災対策を確実に実施する。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する。

**（非常用備蓄の促進）**

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的な情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行い、連携体制の維持・強化を図る。

**（水道施設の耐震化等）**

- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する。

**（エネルギー供給の停止対策）**

- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

**【2-1 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
食料の備蓄数 (※アルファ米や缶詰、クラッカーなど1包装を1食として算定)	9,000食(R1)	11,000食(R4)
飲料水の備蓄数	2,400L(R1)	3,100L(R4)
受援計画の策定	未作成(R1)	作成(R4)
水道管の耐震化率	16.4%(R1)	20.0%(R4)
配水施設の耐震化率	64.7%(R1)	70.0%(R4)
老朽化した団地内道路の舗装補修率	90.2%(H28)	100%(R4)
橋梁修繕工事の実施箇所数(累計)	4橋(H28)	16橋(R4)
防災メールマガジン登録者数	1,400人(R1)	1,700人(R4)
SNS自治体専用アカウント取得数	1アカウント(R1)	2アカウント(R4)

**2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生**

**(道路等における防災対策の強化)**

○大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。

**(孤立集落対策の充実)**

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要配慮者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。
- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- 多数の道路等の寸断が発生することにより、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対するヘリコプター活用など、県・市町が連携を強化し促進する。
- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから土砂災害危険箇所の周知や災害時の地域住民の避難体制を強化し、被害の軽減を図る。

**【2-2 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
食料の備蓄数 (※アルファ米や缶詰、クラッカーなど1包装を1食として算定)	9,000食(R1)	11,000食(R4)
飲料水の備蓄数	2,400L(R1)	3,100L(R4)
防災士の養成数(累計)	68人(H28)	170人(R4)
橋梁修繕工事の実施箇所数(累計)	4橋(H28)	16橋(R4)
林内作業道開設・改良延長距離	16,656m(H28)	17,000m(R4)
防災メールマガジン登録者数	1,400人(R1)	1,700人(R4)
SNS自治体専用アカウント取得数	1アカウント(R1)	2アカウント(R4)

**2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

**(救助・救急機関等との連携の強化)**

- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設等の耐災性を強化する。
- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、松山圏域4消防本部の通報の受信、消防車や救急車の出場指令等を共同化し、大規模な災害時の相互応援体制を充実強化する。

**(地域防災力の向上)**

- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・避難訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める対策を講じる。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。

**【2-3 重要業績指標】**

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
防災士の研修などへの参加者数(累計)	50 人(H28)	250 人(R4)
防災士の養成数(累計)	68 人(H28)	170 人(R4)
自主防災組織の自主訓練回数	7 回(H28)	20 回(R4)
各種研修を受けた職員数	528 人(H28)	600 人(R4)
総合防災訓練の実施回数	1 回/年(R1)	1 回/年(R4)
水防訓練の実施回数	1 回/年(R1)	1 回/年(R4)

## 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

### (帰宅困難者等への対策)

- 公的備蓄については、食料、飲料水などの備蓄を進めるとともに、事業所や社会福祉施設等においては、被災して従業員や利用者等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行っていく。
- 帰宅困難者一時滞在施設については、町内の公共施設を中心に、必要数の確保に向けた取組みを進めていく。また、徒歩帰宅者への対応については、帰宅困難者支援ステーションの確保など民間事業者等との連携強化を図る。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストア等と応援協定を締結している県と連携し、災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。
- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する。

### 【2-4 重要業績指標】

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
住民一人当たりの公園面積	4.9 m <sup>2</sup> /人 (R1)	4.9 m <sup>2</sup> /人 (R4)
防犯灯の新規設置数(累計)	15 灯 (H28)	50 灯 (R4)
老朽化した団地内道路の舗装補修率	90.2% (H28)	100% (R4)
橋梁修繕工事の実施箇所数(累計)	4 橋 (H28)	16 橋 (R4)
水道管の耐震化率	16.4% (R1)	20.0% (R4)
浄水施設の耐震化率	28.5% (R1)	30.0% (R4)
配水施設の耐震化率	64.7% (R1)	70.0% (R4)

## 2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

### (医療関係者の不足対策)

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
- 災害時に医療支援が必要となるような難病患者等(要配慮者)の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、砥部町医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る。

### (保健・福祉関係者の不足対策)

- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、速やかに医療体制を整える体制を整備する。
- 大規模災害時、職員の負傷により公衆衛生対策に遅れの生じるおそれがあることから、関係者間で災害関連業務を補完し合う仕組みづくりを構築する。

<b>(被災、支援ルートの途絶回避)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。</li> <li>○大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT(災害派遣医療チーム)・JM AT(日本医師会災害医療チーム)の受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の運用体制を整備するとともに、充実強化を図る。</li> </ul>

**【2-5 重要業績指標】**

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
橋梁修繕工事の実施箇所数(累計)	4 橋(H28)	16 橋(R 4)
防犯灯の新規設置数(累計)	15 灯(H28)	50 灯(R 4)
一般高齢者介護予防事業利用者数	1,000 人 (H28)	1,400 人(R 4)
介護認定を受けていない65歳以上の割合	81.4%(H28)	82.0%(R 4)
老朽化した団地内道路の舗装補修率	90.2%(H28)	100%(R 4)
国保診療所数	1 か所(H30)	1 か所(R 6)
EMIS等を活用した訓練の実施回数	6 回/年(R 1)	12 回/年(R 4)

**2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

<b>(疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害発生時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する。</li> <li>○大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る。</li> <li>○大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。</li> <li>○避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる。</li> <li>○災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化を行う。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援する。</li> <li>○大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する。</li> <li>○大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。</li> <li>○大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。</li> <li>○下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。</li> </ul>

**【2-6 重要業績指標】**

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
定期予防接種の完遂率(乳幼児期)	80.6%(H30)	85.0%(R 6)
汚水処理人口普及率	71.4%(H28)	84.4%(R 4)
水道管の耐震化率	16.4%(R 1)	20.0%(R 4)
浄水施設の耐震化率	28.5%(R 1)	30.0%(R 4)
配水施設の耐震化率	64.7%(R 1)	70.0%(R 4)

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所の運営体制の支援)

- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する。
- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。
- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。

### (福祉支援体制の充実強化)

- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所を確保する。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る。

### (避難所運営マニュアルの整備)

- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。

### 【2-7 重要業績指標】

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
一般高齢者介護予防事業利用者数	1,000人(H28)	1,400人(R4)
学校施設定期調査実施率	0%(H28)	80.0%(R4)
汚水処理人口普及率	71.4%(H28)	84.4%(R4)
在宅での障害福祉サービス利用者数	171人(H28)	200人(R4)
地域活動支援センターの利用者数	8.4人/日(H28)	10.0人/日(R4)
総合防災訓練の実施回数	1回/年(R1)	1回/年(R4)
水道管の耐震化率	16.4%(R1)	20.0%(R4)
浄水施設の耐震化率	28.5%(R1)	30.0%(R4)
配水施設の耐震化率	64.7%(R1)	70.0%(R4)

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部の機能強化)

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する。
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う。
- 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想されるため、ケア体制を整備する。
- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障をきたすおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する。

##### (業務継続計画(BCP)の推進)

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整備する。

##### (通信・情報共有システムの充実)

- 大規模災害が発生した場合、サーバーラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがあることから、データセンターでの運用などの対策を検討する。

#### 【3-1 重要業績指標】

指標	実績(年度)	目標(年度)
認知症サポーター数	1,954人(R1)	2,600人(R4)
福祉避難所等での設置運営訓練等の実施回数	1回(R1)	1回(R4)
総合防災訓練の実施回数	1回/年(R1)	1回/年(R4)
各種研修を受けた職員数	528人(H28)	600人(R4)
業務継続計画(BCP)の見直し状況	未実施(R1)	見直し(R4)
業務継続計画(BCP)訓練の実施	未実施(R1)	1回/年(R4)

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

##### (防災・災害対応に必要な行政通信の強化)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入等の対策を検討するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しを図る。

##### (災害情報等の伝達強化)

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整備する。



○大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する。

**【4-1 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
総合防災訓練の実施回数	1回/年(R1)	1回/年(R4)
庁舎や主要避難所など防災拠点にける非常電源(発電機含む)の設置率	100%(R1)	100%(R4)
庁舎非常電源稼働可能時間	34時間(R1)	34時間(R4)
業務継続計画(BCP)の見直し状況	未実施(R1)	見直し(R4)
総合防災訓練の実施回数	1回/年(R1)	1回/年(R4)
自主防災組織の自主訓練回数	7回(H28)	20回(R4)
ICTを活用した就労環境整備件数(累計)	—	5件(R6)
県防災通信システムの導入・高度化	導入(H27)	高度化(R4)

**4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

**(災害情報等の連絡手段の確保)**

- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する。

**【4-2 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
ICTを活用した就労環境整備件数(累計)	—	5件(R6)
防災メールマガジン登録者数	1,400人(R1)	1,700人(R4)
SNS自治体専用アカウント取得数	1アカウント(R1)	2アカウント(R4)

**4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

**(災害関連情報の伝達手段の多様化等)**

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、町ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き啓発内容の充実等を図る。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。
- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、住民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、「自助」を推進する。
- 高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の共有化や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

**【4-3 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
避難行動要支援者個別計画策定率	13.9% (R1)	30% (R4)
シェイクアウト訓練の実施回数	1回/年 (R1)	1回/年 (R4)
総合防災訓練の実施回数	1回/年 (R1)	1回/年 (R4)
各種研修を受けた職員数	528人 (H28)	600人 (R4)
防災メールマガジン登録者数	1,400人 (R1)	1,700人 (R4)
SNS自治体専用アカウント取得数	1アカウント (R1)	2アカウント (R4)

**5 経済活動を機能不全に陥らせない**

**5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下**

**（サプライチェーンの寸断対策）**

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、業務継続計画 (BCP) の見直しを図ることで、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
- サプライチェーンの寸断を防ぐため、防災関係機関、商工会、農業協同組合等と連携し、防災対策を促進する。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、事業所等に太陽光や蓄電池等の自立型エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給が停止しない対策を推進する。

**（交通ネットワークの機能停止対策）**

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。

**【5-1 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
商工会組織率	68.7% (H28)	70.0% (R4)
利子補給・振興資金制度利用者数	68件 (H28)	150件 (R4)
橋梁修繕工事の実施箇所数 (累計)	4橋 (H28)	16橋 (R4)
老朽化した団地内道路の舗装補修率	90.2% (H28)	100% (R4)
防犯灯の新規設置数 (累計)	15灯 (H28)	50灯 (R4)
新エネルギー機器設置費補助事業交付件数	10件 (R1)	15件 (R4)

## 5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

### (物流機能等の確保)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、業務継続計画(BCP)の見直しを図ることで、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
- サプライチェーンの寸断を防ぐため、防災関係機関、商工会、農業協同組合等と連携し、防災対策を促進する。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。
- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
- 災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。

### 【5-2 重要業績指標】

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
商工会組織率	68.7%(H28)	70.0%(R4)
利子補給・振興資金制度利用者数	68件(H28)	150件(R4)
農用地利用集積計画などによる権利設定面積	197ha(H28)	448ha(R4)
認定農業者数	84人(H28)	90人(R4)
認定新規就農者数	6人(H28)	12人(R4)
奨励果樹(愛媛果試第28号)生産量	394.1t(H28)	650.0t(R4)
老朽化した団地内道路の舗装補修率	90.2%(H28)	100%(R4)
六次産品の生産販売品目数(累計)	3品(H30)	7品(R6)
水道管の耐震化率	16.4%(R1)	20.0%(R4)
浄水施設の耐震化率	28.5%(R1)	30.0%(R4)
配水施設の耐震化率	64.7%(R1)	70.0%(R4)

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止

#### (浸水対策のための下水道の強化)

- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。

#### (水資源の確保)

- 大規模災害などの発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。

○銚子ダム施設等の農業水利施設について、機能診断を実施するとともに、耐震化・老朽化対策を着実に推進する。
<b>(ライフラインの機能確保)</b>
○エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、事業所等に太陽光や蓄電池等の自立型エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給が停止しない対策を推進する。

**【6-1 重要業績指標】**

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
農用地利用集積計画などによる権利設定面積	197ha (H28)	448ha (R4)
汚水処理人口普及率	71.4% (H28)	84.4% (R4)
新エネルギー機器設置費補助事業交付件数	10件 (R1)	15件 (R4)
水道管の耐震化率	16.4% (R1)	20.0% (R4)
浄水施設の耐震化率	28.5% (R1)	30.0% (R4)
配水施設の耐震化率	64.7% (R1)	70.0% (R4)

**6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

<b>(汚水処理施設の整備・維持管理)</b>
○大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。
○下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
○国・県等などの助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。

**【6-2 重要業績指標】**

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
汚水処理人口普及率	71.4% (H28)	84.4% (R4)
水道管の耐震化率	16.4% (R1)	20.0% (R4)
浄水施設の耐震化率	28.5% (R1)	30.0% (R4)
配水施設の耐震化率	64.7% (R1)	70.0% (R4)
合併処理浄化槽補助件数(累計)	36件 (R1)	120件 (R4)

**6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止**

<b>(道路施設の安全対策の推進)</b>
○大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する。
○大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。

**【6-3 重要業績指標】**

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
橋梁修繕工事の実施箇所数(累計)	4橋 (H28)	16橋 (R4)
防犯灯の新規設置数(累計)	15灯 (H28)	50灯 (R4)

## 6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

### (情報共有インフラの維持強化)

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、基幹系システムのクラウド化やAIなどの新技術の導入による情報処理機能などの強化を図る。
- 迅速に住民へ災害情報を伝達するため、防災行政無線、メール配信サービス、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）など、様々な手段を活用して情報伝達を行うとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。

### 【6-4 重要業績指標】

指 標	実績（年度）	目標（年度）
ICT を活用した就労環境整備件数	—	5 件(R6)
防災メールマガジン登録者数	1,400 人(R1)	1,700 人(R4)
SNS 自治体専用アカウント取得数	1 アカウント(R1)	2 アカウント(R4)
基幹系システムのクラウド化	未実施(R1)	実施(R2)
県防災通信システムの導入・高度化	導入(H27)	高度化(R4)

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

#### (市街地の火災対策)

- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、松山圏域4消防本部の通報の受信、消防車や救急車の出場指令等を共同化し、大規模な災害時の相互応援体制を充実強化する。

#### (建物倒壊等による交通麻痺)

- 木造住宅の耐震化については、「砥部町耐震改修促進計画」において、令和2年度までの耐震化率90%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、住民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国・県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を行う。
- 空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の増加が予想され、大規模地震時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずるおそれがあることから、老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する。

○大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する。

**【7-1 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
防犯灯の新規設置数(累計)	15 灯(H28)	50 灯(R 4)
空き家相談窓口での相談件数	0 件(H28)	10 件(R 4)
空き家バンク物件登録申請数(累計)	0 件(H28)	45 件(R 4)
住宅の耐震化率	68.7%(H25)	90%(R 4)
総合防災訓練の実施回数	1 回/年(R 1)	1 回/年(R 4)
危険なブロック塀の除却延長(累計)	59.2m(R 1)	200.0m(R 4)
シェイクアウト訓練の実施回数	1 回/年(R 1)	1 回/年(R 4)
老朽危険空家等の除却戸数	7 戸(R 1)	22 戸(R 4)

**7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生**

**(ため池等の防災対策)**

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い銚子ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、ポンプ場、樋門、農道橋等についても、耐震対策を推進する。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域などの見直しを図る。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

**【7-2 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
間伐面積(累計)	50ha(H30)	400ha(R 6)

**7-3 有害物質の拡散・流出**

**(有害物質の流出対策)**

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災による、アスベストの露出及び建築物の解体工事での周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、予め防止対策を講じる。

## 7-4 農地、森林等の被害

### (農地・農業水利施設の適切な保安全管理)

○農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、適切な保安全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。

### (森林の荒廃対策)

○森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

○森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

○災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

### 【7-4 重要業績指標】

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
林内作業道開設・改良延長距離	16,656m (H28)	17,000m (R4)
農用地利用集積計画などによる権利設定面積	197ha (H28)	448ha (R4)
間伐面積(累計)	50ha (H30)	400ha (R6)

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物処理体制の構築)

○「砥部町災害廃棄物処理計画」に基づき、地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、より実効性のある計画とするとともに、災害廃棄物の処理体制を構築するために必要な施設や資機材等の整備を図る。

#### (災害廃棄物処理への協力)

○大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える。

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

### 【8-1 重要業績指標】

指 標	実績 (年度)	目標 (年度)
一人あたりのごみ排出量	790g/日 (H28)	758g/日 (R4)
廃棄物資源化率	21.1% (H28)	25.3% (R4)
災害廃棄物処理計画の改定	未改定 (R1)	改定 (R4)
災害廃棄物処理マニュアルの改定	未改定 (R1)	改定 (R4)

## 8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

### (自主防災組織の充実・強化)

- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る。

### (地域コミュニティの活性化)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、社会福祉協議会が主体となり、ボランティアを育成するとともに災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保する。

### 【8-2 重要業績指標】

指 標	実績（年度）	目標（年度）
防災士の研修などへの参加者数(累計)	50人(H28)	250人(R4)
防災士の養成数(累計)	68人(H28)	170人(R4)
自主防災組織の自主訓練回数	7回(H28)	20回(R4)
移住者数(延べ)	16人(H30)	60人(R6)
移住相談件数(延べ)	65件(H30)	390件(R6)

## 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### (地域コミュニティの活性化)

- 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る。また、大規模災害により、愛媛県指定の無形文化財である砥部焼等が被害を受けると衰退及び損失につながり、復興が困難となる可能性があることから、修復技術等の伝承を推進する。

### 【8-3 重要業績指標】

【8-3 重要業績指標】指 標	実績（年度）	目標（年度）
文化財等保護・活用事業数	15事業(H28)	18事業(R4)
砥部焼陶芸塾入塾者数（延べ）	6人(H30)	12人(R6)



**8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ**

**(生活再建支援)**

- 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。
- 被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める。
- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。
- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。

**【8-4 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
自主防災組織の自主訓練回数	7回(H28)	20回(R4)
汚水処理人口普及率	71.4%(H28)	84.4%(R4)
応急仮設住宅建設候補地の選定数	3箇所(R1)	3箇所(R4)
水道管の耐震化率	16.4%(R1)	20.0%(R4)
浄水施設の耐震化率	28.5%(R1)	30.0%(R4)
配水施設の耐震化率	64.7%(R1)	70.0%(R4)

**8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

**(地域経済復興支援)**

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ。
- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるといふ東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を図る。

**【8-5 重要業績指標】**

指 標	実績（年度）	目標（年度）
防災メールマガジン登録者数	1,400人(R1)	1,700人(R4)
SNS自治体専用アカウント取得数	1アカウント(R1)	2アカウント(R4)

(参考)

《別紙1》「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死者数の発生

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、学校施設や社会福祉施設、町営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等について、「砥部町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進していく必要がある。
- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。
- 木造住宅の耐震化については、「砥部町耐震改修促進計画」において、令和2年度までの耐震化率90%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、住民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国・県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を行う必要がある。
- 空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の増加が予想され、大規模地震時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずるおそれがあることから、老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要がある。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う必要がある。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う必要がある。
- 想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全・安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る必要がある。
- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る必要がある。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する必要がある。

- 大規模地震時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。
- 大規模地震時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の被災地での教訓や訓練等の結果を踏まえ、業務継続計画(BCP)等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行うとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域について、ハザードマップ作成や標識設置による危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う必要がある。
- 新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続する必要がある。
- 町道等において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保、道路の拡幅、交差点改良及び道路施設(道路照明・標識等)の長寿命化を推進する必要がある。
- 国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める必要がある。
- 災害時の避難や救援等に備えた町道等の整備や施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。
- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する必要がある。
- 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る必要がある。また、大規模災害により、愛媛県指定の無形文化財である砥部焼等が被害を受けると衰退及び損失につながり、復興が困難となる可能性があることから、修復技術等の伝承を推進する必要がある。

**1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害による多数の死傷者の発生**

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高める必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域などの見直しを図る必要がある。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日

常点検を行う必要がある。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う必要がある。

- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い銚子ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、ポンプ場、樋門、農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 災害時の避難や救援等に備えた町道等の整備や施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。
- 国・県等などの助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所への区域指定を促進する必要がある。
- 土砂災害におけるがけの崩壊等により人家や公共施設に重大な被害を及ぼすおそれがあり、早急な対策を必要とする箇所に対し、対策工事を実施する必要がある。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能(洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等)を確保する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難生活等に障害を及ぼすことが想定されるため、避難所に指定されている施設等について、優先的に施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進していく必要がある。
- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。
- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・避難訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る必要がある。
- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する必要がある。
- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的な情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行い、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

### 2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要配慮者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める必要がある。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る必要がある。

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
- 多数の道路等の寸断が発生することにより、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対するヘリコプター活用など、県・市町が連携を強化し促進する必要がある。
- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。
- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから土砂災害危険箇所の周知や災害時の地域住民の避難体制を強化し、被害の軽減を図る必要がある。

### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・避難訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める対策を講じる必要がある。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う必要がある。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う必要がある。
- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設等の耐災性を強化する必要がある。
- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、松山圏域4消防本部の通報の受信、消防車や救急車の出場指令等を共同化し、大規模な災害時の相互応援体制を充実強化する必要がある。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。

#### 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- 公的備蓄については、食料、飲料水などの備蓄を進めるとともに、事業所や社会福祉施設等においては、被災して従業員や利用者等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める必要がある。
- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行っていく必要がある。
- 帰宅困難者一時滞在施設については、町内の公共施設を中心に、必要数の確保に向けた取組みを進めていく必要がある。また、徒歩帰宅者への対応については、帰宅困難者支援ステーションの確保など民間事業者等との連携強化を図る必要がある。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストア等と応援協定を締結している県と連携し、災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。

#### 2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、速やかに医療体制を整える体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時、職員の負傷により公衆衛生対策に遅れの生じるおそれがあることから、関係者間で災害関連業務を補完し合う仕組みが必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等(要配慮者)の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、砥部町医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る必要がある。

○大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT(災害派遣医療チーム)・JMAT(日本医師会災害医療チーム)の受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の運用体制を整備するとともに、充実強化を図る必要がある。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

○大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

○大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

○避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

○災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要である。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要がある。

○大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。

○大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

○大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する必要がある。

○下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所の確保が必要である。

○避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。

○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う必要がある。



- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要がある。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る必要がある。
- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。
- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する必要がある。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。
- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整備する必要がある。
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想されるため、ケア体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障をきたすおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、サーバーラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがあることから、データセンターでの運用などの対策を検討する必要がある。

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しを図る必要がある。
- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

##### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

##### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、町ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。
- 避難行動要支援者の避難行動や、避難生活を支援するために必要な避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、住民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、「自助」を推進する必要がある。
- 高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の共有化や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、業務継続計画(BCP)の見直しを図ることで、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- サプライチェーンの寸断を防ぐため、防災関係機関、商工会、農業協同組合等と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、事業所等に太陽光や蓄電池等の自立型エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給が停止しない対策を推進する必要がある。

### 5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、業務継続計画(BCP)の見直しを図ることで、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- サプライチェーンの寸断を防ぐため、防災関係機関、商工会、農業協同組合等と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。
- 災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<b>6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。</li> <li>○大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。</li> <li>○銚子ダム施設等の農業水利施設について、機能診断を実施するとともに、耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。</li> <li>○エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、事業所等に太陽光や蓄電池等の自立型エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給が停止しない対策を推進する必要がある。</li> <li>○下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>
<b>6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり污水处理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する必要がある。</li> <li>○下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。</li> <li>○国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する必要がある。</li> </ul>
<b>6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を、平時から構築する必要がある。</li> <li>○大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。</li> </ul>
<b>6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、基幹系システムのクラウド化やAIなどの新技術の導入による情報処理機能などの強化を図る必要がある。</li> <li>○迅速に住民へ災害情報を伝達するため、防災行政無線、メール配信サービス、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）など、様々な手段を活用して情報伝達を行うとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。</li> </ul>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

**7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生**

- 木造住宅の耐震化については、「砥部町耐震改修促進計画」において、令和2年度までの耐震化率90%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、住民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国・県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を行う必要がある。
- 空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の増加が予想され、大規模地震時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずるおそれがあることから、老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要がある。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する必要がある。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、松山圏域4消防本部の通報の受信、消防車や救急車の出場指令等を共同化し、大規模な災害時の相互応援体制を充実強化する必要がある。

**7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生**

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い銚子ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、ポンプ場、樋門、農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域などの見直しを図る必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。

### 7-3 有害物質の拡散・流出

○吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災による、アスベストの露出及び建築物の解体工事での周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、予め防止対策を講じる必要がある。

### 7-4 農地、森林等の被害

○森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

○森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。

○災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

○農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- 「砥部町災害廃棄物処理計画」に基づき、地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、より実効性のある計画とするとともに、災害廃棄物の処理体制を構築するために必要な施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

### 8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、社会福祉協議会が主体となり、ボランティアを育成するとともに災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保する必要がある。

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る必要がある。また、大規模災害により、愛媛県指定の無形文化財である砥部焼等が被害を受けると衰退及び損失につながり、復興が困難となる可能性があることから、修復技術等の伝承を推進する必要がある。

### 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

- 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。
- 被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する必要がある。



- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める必要がある。
- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。
- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する必要がある。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する必要がある。

#### **8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。
- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

《別紙 2》「施策分野」ごとの強靱化の推進方針

1 個別施策分野ごとの推進方針

① 行政機能、消防等、防災教育等

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、学校施設や社会福祉施設、町営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等について、「砥部町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進する。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。
- 想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全・安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る。
- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高めるための対策を講じる。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。
- 土砂災害のおそれのある区域について、ハザードマップ作成や標識設置による危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う。
- 新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続する
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高めるための対策を講じる。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域などの見直しを図る。
- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的

に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行い、連携体制の維持・強化を図る。

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要配慮者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。
- 多数の道路等の寸断が発生することにより、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対するヘリコプター活用など、県・市町が連携を強化し促進する。
- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから土砂災害危険箇所の周知や災害時の地域住民の避難体制を強化し、被害の軽減を図る。
- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設等の耐災性を強化する。
- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、松山圏域4消防本部の通報の受信、消防車や救急車の出場指令等を共同化し、大規模な災害時の相互応援体制を充実強化する。
- 公的備蓄については、食料、飲料水などの備蓄を進めるとともに、事業所や社会福祉施設等においては、被災して従業員や利用者等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行う。
- 帰宅困難者一時滞在施設については、町内の公共施設を中心に、必要数の確保に向けた取組みを進めていく。また、徒歩帰宅者への対応については、帰宅困難者支援ステーションの確保など民間事業者等との連携強化を図る。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストア等と応援協定を締結している県と連携し、災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する。
- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る。

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する。
- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整備する。
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う。
- 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想されるため、ケア体制を整備する。
- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障をきたすおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する。
- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しを図る。
- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整備する。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する。
- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、町ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き啓発内容の充実等を図る。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。
- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、住民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、「自助」を推進する。
- 高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の共有化や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

- 大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難生活等に障害を及ぼすことが想定されるため、避難所に指定されている施設等について、優先的に施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進する。

## ② 住宅・都市、国土保全、土地利用

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する。
- 木造住宅の耐震化については、「砥部町耐震改修促進計画」において、令和2年度までの耐震化率90%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、住民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国・県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を行う。
- 空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の増加が予想され、大規模地震時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずるおそれがあることから、老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する。
- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る。
- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所を確保する。
- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐための対策を講じる。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携

し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する。

- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する。
- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、社会福祉協議会が主体となり、ボランティアを育成するとともに災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保する。
- 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。
- 被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。

### ③ 保健医療・福祉

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、学校施設や社会福祉施設、町営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等について、「砥部町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進する。
- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、速やかに医療体制を整える体制を整備する。
- 大規模災害時、職員の負傷により公衆衛生対策に遅れの生じるおそれがあることから、関係者間で災害関連業務を補完し合う仕組みづくりを構築する。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等(要配慮者)の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、砥部町医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT(災害派遣医療チーム)・JMAT(日本医師会災害医療チーム)の受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の運用体制を整備するとともに、充実強化を図る。
- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する。
- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る。
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる。
- 災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化を行う。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援する。
- 高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の共有化や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

#### ④ 産業、金融、エネルギー

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、業務継続計画(BCP)の見直しを図ることで、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
- サプライチェーンの寸断を防ぐため、防災関係機関、商工会、農業協同組合等と連携し、防災対策を促進する。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、事業所等に太陽光や蓄電池等の自立型エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給が停止しない対策を推進する。

#### ⑤ ライフライン、情報通信

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する。
- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の被災地での教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行うとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

- 大規模災害が発生した場合、サーバーラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがあることから、データセンターでの運用などの対策を検討する。
- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しを図る。
- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整備する。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。
- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、基幹系システムのクラウド化やAIなどの新技術の導入による情報処理機能などの強化を図る。
- 迅速に住民へ災害情報を伝達するため、防災行政無線、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行うとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。
- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐための対策を講じる。
- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深める。



## ⑥ 交通・物流

- 大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する。
- 町道等において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保、道路の拡幅、交差点改良及び道路施設(道路照明・標識等)の長寿命化を推進する。
- 国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。
- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。
- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する。
- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障をきたすおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する。
- 災害時の避難や救援等に備えた町道等の整備や施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。
- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。
- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

## ⑦ 農林

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い銚子ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、ポンプ場、樋門、農道橋等についても、耐震対策を推進する。

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所(箇所)の区域指定を促進する。
- 土砂災害におけるがけの崩壊等により人家や公共施設に重大な被害を及ぼすおそれがあり、早急な対策を必要とする箇所に対し、対策工事を実施する。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能(洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等)を確保する。
- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
- 災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る。
- 銚子ダム施設等の農業水利施設について、機能診断を実施するとともに、耐震化・老朽化対策を着実に推進する。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、適切な保全管理や、自主的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。

## ⑧ 環境

- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。
- 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る。また、大規模災害により、愛媛県指定の無形文化財である砥部焼等が被害を受けると衰退及び損失につながり、復興が困難となる可能性があることから、修復技術等の伝承を推進する。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- 災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化を行う。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援する。
- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災による、アスベストの露出及び建築物の解体工事での周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、予め防止対策を講じる。

- 「砥部町災害廃棄物処理計画」に基づき、地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、より実効性のある計画とするとともに、災害廃棄物の処理体制を構築するために必要な施設や資機材等の整備を図る。
- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋を撤去する。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

## 2 横断的施策分野ごとの推進方針

### ① リスクコミュニケーション

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する。
- 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や施設等の日常点検を行う。また、平時から災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。
- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、住民の防災力の向上を図る。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震・火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設等の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。
- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高めるための対策を講じる。
- 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。
- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の被災地での教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行うとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。
- 土砂災害のおそれのある区域について、ハザードマップ作成や標識設置による危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う。
- 新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続する
- 町道等において大規模地震による重要建造物の耐震性の確保、道路の拡幅、交差点改良及び道路施設(道路照明・標識等)の長寿命化を推進する。
- 国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。

- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高めるための対策を講じる。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域などの見直しを図る。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進する。
- 土砂災害におけるがけの崩壊等により人家や公共施設に重大な被害を及ぼすおそれがあり、早急な対策を必要とする箇所に対し、対策工事を実施する。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能(洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等)を確保する。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。
- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行い、連携体制の維持・強化を図る。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要配慮者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。
- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- 多数の道路等の寸断が発生することにより、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対するヘリコプター活用など、県・市町が連携を強化し促進する。

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから土砂災害危険箇所の周知や災害時の地域住民の避難体制を強化し、被害の軽減を図る。
- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設等の耐災性を強化する。
- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、松山圏域4消防本部の通報の受信、消防車や救急車の出場指令等を共同化し、大規模な災害時の相互応援体制が充実強化する。
- 公的備蓄については、食料、飲料水などの備蓄を進めるとともに、事業所や社会福祉施設等においては、被災して従業員や利用者等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行う。
- 帰宅困難者一時滞在施設については、町内の公共施設を中心に、必要数の確保に向けた取組みを進めていく。また、徒歩帰宅者への対応については、帰宅困難者支援ステーションの確保など民間事業者等との連携強化を図る。
- 公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストア等と応援協定を締結している県と連携し、災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。
- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する。
- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、速やかに医療体制を整える体制を整備する。
- 大規模災害時、職員の負傷により公衆衛生対策に遅れの生じるおそれがあることから、関係者間で災害関連業務を補完し合う仕組みづくりを構築する。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等(要配慮者)の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、砥部町医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る。

- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT(災害派遣医療チーム)・JMAT(日本医師会災害医療チーム)の受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の運用体制を整備するとともに、充実強化を図る。
- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する。
- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る。
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる。
- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所を確保する。
- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐための対策を講じる。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する。
- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る。
- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する。
- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整備する。
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う。
- 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想されるため、ケア体制を整備する。

- 大規模災害が発生した場合、サーバーラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがあることから、データセンターでの運用などの対策を検討する。
- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しを図る。
- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整備する。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する。
- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。
- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、町ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き啓発内容の充実等を図る。
- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、住民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、「自助」を推進する。
- 高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の共有化や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。
- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、事業継続計画(BCP)の見直しを図ることで、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
- サプライチェーンの寸断を防ぐため、防災関係機関、商工会、農業協同組合等と連携し、防災対策を促進する。
- エネルギー供給の停止に迅速に対応できるよう、事業所等に太陽光や蓄電池等の自立型エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給が停止しない対策を推進する。
- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する。



- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。
- 被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める。
- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐための対策を講じる。
- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深める。

## ② 老朽化対策

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、学校施設や社会福祉施設、町営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等について、「砥部町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進する。
- 木造住宅の耐震化については、「砥部町耐震改修促進計画」において、令和2年度までの耐震化率90%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、住民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国・県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を行う。
- 空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の増加が予想され、大規模地震時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずるおそれがあることから、老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する。
- 想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全・安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る。
- 大規模地震時に、倒壊、破損のおそれがある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却又は耐震化を推進する。
- 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る。また、大規模災害により、愛媛県指定の無形文化財である砥部焼等が被害を受けると衰退及び損失につながり、復興が困難となる可能性があることから、修復技術等の伝承を推進する。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い銚子ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、ポンプ場、樋門、農道橋等についても、耐震対策を推進する。
- 町道等において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保、道路の拡幅、交差点改良及び道路施設(道路照明・標識等)の長寿命化を推進する。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難生活等に障害を及ぼすことが想定されるため、避難所に指定されている施設等について、優先的に施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進する。
- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する。

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。
- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- 災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る。
- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。
- 銚子ダム施設等の農業水利施設について、機能診断を実施するとともに、耐震化・老朽化対策を着実に推進する。
- 大規模災害時、下水道や浄化槽の被災により、長期にわたり污水处理機能が停止するおそれがあることから、災害時における早期復旧を図るとともに、災害時に速やかに対応できるようマンホールトイレを整備する。
- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。
- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災による、アスベストの露出及び建築物の解体工事での周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、予め防止対策を講じる。
- 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。
- 災害時の避難や救援等に備えた町道等の整備や施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

### ③ 地域づくり

- 町道等において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保、道路の拡幅、交差点改良及び道路施設（道路照明・標識等）の長寿命化を推進する。
- 国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める。
- 下水道化基本構想、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の新設、更新、耐震化等を計画的に推進する。
- 国・県等の助成を活用しながら、合併処理浄化槽の早期整備を推進する。
- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する。
- 災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化を行う。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援する。
- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障をきたすおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網を確保する。
- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する。
- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、基幹系システムのクラウド化やAIなどの新技術の導入による情報処理機能などの強化を図る。
- 迅速に住民へ災害情報を伝達するため、防災行政無線、メール配信サービス、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）など、様々な手段を活用して情報伝達を行うとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築する。

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。
- 「砥部町災害廃棄物処理計画」に基づき、地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、より実効性のある計画とするとともに、災害廃棄物の処理体制を構築するために必要な施設や資機材等の整備を図る。
- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋を撤去する。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。
- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、社会福祉協議会が主体となり、ボランティアを育成するとともに災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保する。

《別紙3》推進方針に基づく取組み

砥部町国土強靱化地域計画対象事業一覧

番号	事業名 (交付金・補助 金名等)	事業の概要	事業量・箇所	事業実施期間 (予定含む)	全体事業費 概算 (百万円)	取組主体 (担当課)	リスク シナリオ
1	社会福祉施設等 施設整備事業	生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。	—	継続事業	—	介護福祉課	1-1、2-5、 6-4、7-1
2	介護基盤整備 事業	病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。	—	継続事業	—	介護福祉課	2-7
3	介護施設開設準備経費助成事業	特別養護老人ホーム等における質の高いサービス提供体制の整備を推進すること及び特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。(予算は国費・県費の基金)	—	継続事業	—	介護福祉課	2-7

4	社会福祉協議会 支援事業	補助金の交付により、砥部町社会福祉協議会の地域福祉推進に関する活動支援と運営基盤の安定を図る。	1事業所	継続事業	25	介護福祉課	2-3、2-5、 2-7、8-2
5	高齢者見守り 事業	独居高齢者の生活を見守るため、移動販売事業者による広田地域高齢者の状況確認事業、老人クラブ連合会によるふれあい訪問事業を実施している。	ふれあい訪問事業 延べ約1,900回訪問 高齢者生活状況確認 事業 延べ約700回訪問	継続事業	0.7	介護福祉課	8-2
6	避難行動要支援者 支援制度推進事業	災害時にひとりで避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、個別避難計画の作成を促進するためシステムを導入する。	避難行動要支援者支援 システム導入及びシス テム保守	継続事業	1.4	介護福祉課	3-1
7	災害ボランティア 活動体制整備事業	大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを迅速に開設し、被災地域内外から支援に訪れるボランティアを被災者や地域につなぐことにより、被災者の生活支援を行うため、社会福祉協議会と連携した体制を整備する。	—	継続事業	—	介護福祉課	2-5、2-7、8- 2
8	住宅の応急修理・ 障害物の除去体制 整備事業	被災者の自宅居住による生活再建を支援するため、被災した住宅の応急修理及び自宅等に流入した土石等障害物の除去に関して、愛媛県と連携した体制を整備する。	—	継続事業	—	介護福祉課	8-1
9	被災者生活再建支 援体制整備事業	被災者の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援制度や災害弔慰金等に関する制度改正を注視し、例規等の整備を行うなど、対象災害となった場合に対応できる体制を整備する。	—	継続事業	—	介護福祉課	3-1、8-5
10	福祉避難所等人的 支援体制整備事業	災害時における福祉避難所等の人的支援体制の充実を図るため、愛媛県と連携した体制を整備する。	—	継続事業	—	介護福祉課	2-5、8-2

11	障害福祉施設整備事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援の基盤整備を促進することを目的に、社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費に対し、町が予算の範囲内で砥部町障害福祉施設整備事業費補助金を交付する。	—	継続事業	—	介護福祉課	2-5	
12	高齢者福祉施設整備事業	町内の高齢者福祉施設の老朽化・耐震化対策を促進することを目的に、事業所等が行う施設整備に要する経費に対し、町が予算の範囲内で砥部町高齢者福祉施設整備事業費補助金を交付する。対象は国・県費を財源として整備する介護基盤整備事業費補助金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した施設整備とする。	—	継続事業	—	介護福祉課	1-1	
76	13	道路メンテナンス事業	【道路メンテナンス補助事業】 橋梁・トンネル・横断歩道橋の老朽化対策として、予防保全を目指した計画的な維持管理を行い施設の長寿命化を図る。また、点検が義務化されたことに伴い、計画的に定期点検を行い診断結果に基づき個別施設計画を策定し、道路網の安全性・信頼性を確保する。	個別施設計画策定 N=1 式 橋梁点検 N=156 橋 トンネル点検 N=1 箇所 横断歩道橋点検 N=1 箇所 各施設の修繕・更新 N=1 式	令和 6 年度～ 令和 10 年度 (3 巡目点検周期)	420	建設課	1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、5-2、6-3
14	道路付属物長寿命化修繕事業	【防災・安全交付金】 道路施設の急速な老朽化に対し、修繕・更新費用の増大が懸念されていることから、従来の対処療法的な管理から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」に移行し、ライフサイクルコストの縮減やコストの平準化を図りながら、計画的な修繕・更新等を行うものです。	道路反射鏡の点検 N=1146 基 道路反射鏡の修繕・更新 N=1 式	令和 7 年度～ 令和 11 年度	30	建設課	6-3	
15	舗装長寿命化修繕事業	【防災・安全交付金】 道路施設の急速な老朽化に対し、修繕・更新費用の増大が懸念されていることから、従来の対処療法的な管理から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」に移行し、ライフサイクルコストの縮減やコストの平準化を図りながら、計画的な修繕・更新等を行うものです。	路面性状調査 N=式 舗装補修 N=1 式	令和 8 年度～ 令和 13 年度	210	建設課	6-3	



16	町道大南大岩橋線 道路改良事業	【防災・安全交付金】 本路線は砥部小学校の通学路であり、長生地橋から8分団詰所の約60m区間の道路幅員が狭く、車両等の離合時に児童が安全に歩行できるスペースがなく危険であるため、道路を拡幅し歩行者の安全性の向上を図る。	計画延長 L=62m 現道拡幅 W=5.0m	令和5年度～ 令和8年度	56	建設課	1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、5-2、6-3
17	町道五本松原うね 線道路改良事業	【防災・安全交付金】 本路線は砥部小学校の通学路であり、原うね橋から町道大谷線交差点付近約200m区間の道路幅員が狭く、車両等の離合時に児童が安全に歩行できるスペースがなく危険であるため、道路を拡幅し歩行者の安全性の向上を図る。	計画延長 L=200m 現道拡幅 W=5.5m	令和4年度～ 令和8年度	100	建設課	1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、5-2、6-3
18	町道宮内上組線道 路改良事業	【防災・安全交付金】 本路線は国道33号入口からの幅員が狭く、車の離合に支障をきたしているため、交差点部の道路拡幅を行い、車両及び歩行者の安全性の向上を図る。	計画延長 L=50m 現道拡幅 W=5.5m	令和7年度～ 令和9年度	60	建設課	1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、5-2、6-3
19	町道多居谷線他道 路改良事業	【過疎債】 本路線は広田保育所山側の法面が未対策であり、崩落防止のため対策工事を実施する。	計画延長 L=100m 法面对策 N=1式	令和9年度～ 令和11年度	70	建設課	1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、5-2、6-3
20	町道高尾田宮内線 道路改良事業	【緊急自然災害防止対策事業債】 運動公園入口交差点から宮内交差点を結ぶ生活道路である。本区間は豪雨時に山側からの土砂が道路に流出し危険であるため、山留工及び排水施設を設置し、自然災害による被害軽減を図る。	計画延長 L=16m 法面对策 N=1式 排水対策 N=1式	令和9年度～ 令和10年度	30	建設課	1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、5-2、6-3

21	高尾田地区雨水排水施設(仮称)建設事業	【緊急自然災害防止対策事業債】 高尾田地区は平坦な地形であり、洪水時には河川の水位上昇により堤内側の雨水が排水されず逆流し浸水被害が発生しているため、ポンプで強制排水できる施設を建設し、台風や大雨による浸水被害の軽減を図る。	施設詳細設計 N=1 式 用地買収 N=1 式 支障工作物移転 N=1 式 施設造成・ポンプ場整備 N=1 式	令和4年度～ 令和10年度	900	建設課	1-2
22	大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査事業	大規模盛土造成地の安全性を評価するための調査(地質調査、安定計算等)	地質調査 N=1 式 安定計算等 N=1 式	令和7年度～ 令和8年度	17	建設課	1-1、1-2、7-1、7-2
23	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等の長寿命化	町内全域 町営住宅100戸	令和4年度～ 令和13年度	102	建設課	1-1、2-7、3-1、7-1、8-4
24	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅の耐震診断、耐震改修の補助、耐風改修の補助、ブロック塀等の安全対策	町内全域	令和7年度～ 令和11年度	30	建設課	1-1、6-4、7-2、8-1、8-4
25	空き家再生等推進事業(地域住宅計画に基づく事業)	老朽危険空家の除却	町内全域	令和7年度～ 令和11年度	12	建設課	7-1
26	がけ崩れ防災対策事業	【県単独補助事業】 住民からの要望に基づき、がけの崩壊により人家や公共施設に重大な被害を及ぼす恐れがあり、早急な対策を必要とする箇所に対し、対策工事を実施する。	—	要望があれば 随時	—	建設課	1-2、7-1、7-2
27	交通安全施設整備事業	【町単独事業】 交通の安全と円滑化を図るため、地域住民や関係団体等の参加を得て現場で検証し、要望・意見を反映した交通安全施設を整備し道路利用者の安全を確保する。	交通安全施設の新設・ 修繕・更新等 N=1 式	継続事業	2/年	建設課	2-4、6-3

28	農山漁村地域整備 交付金事業（農集）	農業集落排水施設改築・更新事業	玉谷地区及び総津地区 改築一式	令和4年度～ 令和10年度	464	上下水道課	1-1、1-2、2- 6、6-1、6-2、 7-4
29	社会資本整備総合 交付金事業（下水道）	汚水処理管渠整備・処理場の整備（未 普及対策）	下水道計画区域面積 A=274.3ha	令和5年度～ 令和24年度	7,561	上下水道課	1-1、1-2、2- 6、6-1、6-2
30	生活基盤施設耐震 化等交付金事業	水道施設緊急改善事業 （第6・7配水池の改築及び送・配水 管布設替工事）	第6配水池築造 1式 第7配水池築造 1式 送配水管布設替 L=1,990.6m	平成30年～ 令和10年	1,139	上下水道課	2-1、2-7、5- 3、6-1
31	水道施設改築・更 新事業	水道管、水道施設の改築・更新事業	—	継続事業	—	上下水道課	2-1、6-1
32	防災・安全交付金 事業（下水道）	下水道施設を計画的に改築するため、 ストックマネジメント計画を策定す る。	ストックマネジメント 計画（実施方針）策定 1式	令和8年～ 令和9年	3.5	上下水道課	1-1、1-2、2- 6、6-1、6-2
33	鳥獣被害防止総合 対策交付金事業	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 により有害鳥獣の捕獲を行う。	砥部町全域 捕獲目標 イノシシ 550頭、カラス10羽、 サル30頭	継続事業	2/年	農林課	1-2、7-4
34	高野池防災広場整 備事業	【町単独事業】 激甚化する自然災害に対応するため、 現在利用されていない高野池を廃止 し、災害ゴミの仮置きや仮設住宅設置 場所として利用するための防災広場 を整備する。	埋立面積 A=2978.5㎡ 道路工 L=42.7m 排水路工 L=566.3m 用地買収、支障工作物 撤去等 N=1式	令和4年度～ 令和9年度	100	農林課	1-1、1-2、2- 1、2-3、2-7、 4-3、7-2、8- 2、8-4
35	林道開設・改良事 業	【県単独補助事業】 受益者からの要望に基づき、森林整備 の促進及び林道の機能向上を図るた	—	要望があれば 随時	—	農林課	2-2、7-4

		め、林道の新設・林道の構造の一部を改良する。					
36	かんがい排水事業	【県営事業】 銚子ダム施設等の老朽化に伴い、各施設の補修や更新を実施し、安定的な農業用水の確保を図る。	—	令和8年度～	—	農林課	1-2、6-1、7-2、7-4
37	治山事業	【県営事業】 地震や豪雨等に起因する災害から森林の保全形成を図る事業で、山腹崩壊地での復旧や落石対策としての山腹工事、荒廃した溪流での治山ダム設置工事、地すべり防止工事などを実施する。	—	要望があれば 随時	—	農林課	1-2、2-2、7-2、7-4
38	避難所運営事業	避難所における良好な環境整備と運営を図る。 ・要配慮者のニーズに応じた支援策を実施する。 ・車中泊等、避難所に滞在することができない被災者への対策を行う。 避難所の衛生・健康対策を講じる。 ・感染症、食中毒の発生や拡大防止対策を講じる。 ・エコノミークラス症候群やメンタルヘルス不調等の予防を講じる。	・避難所運営マニュアル等の作成・改定 ・感染症対策の実施 ・健康教育の実施	継続事業	—	保険健康課	2-6、2-7
39	感染症対策事業	平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を実施する。 感染症対策物資の確保・充実を図る。 保健所等の関係機関と連携を図る。	・個別予防接種事業	継続事業	—	保険健康課	2-6
40	救急医療対策事業	災害の規模によっては、医療機関の機能低下や搬送能力の低下等の事態が予想されるため、広域的医療活動により傷病者の救護を行うことができる体制を整備する。	・病院群輪番制市町負担金 ・伊予地区救急医療対策協議会関係市町分担金 ・伊予地区在宅当番医制運営費分担金	継続事業	—	保険健康課	2-5、2-7

41	庁舎維持管理事業	防災対策の拠点となる本庁舎において、災害等の非常時にも業務機能を損なわれないよう、非常用電源設備の維持・拡張のほか、施設や設備を維持することを目的に、計画的に施設・設備の定期点検や補修・修繕や拡充などを実施し、安定的かつ強靱な施設維持を目指す。	R4 庁舎非常用発電機増設工事(72時間対応) 12,320千円 【時期未定】 非常用発電機オーバーホール バッテリー交換 587,400円	継続事業	13	総務課	1-1、2-1、3-1、4-2
42	消防団施設等整備事業 (石油貯蔵施設立地対策等交付金)	石油精製業者等が保有する石油貯蔵施設であってその貯蔵量及び取扱量の合計が1市町村あたり10万キロリットル以上のものが管内にある市町村、都道府県及び立地周辺市町村が行う公共施設の整備事業に対し、貯蔵量に応じて交付金が国から交付される。	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 (R8)ポータブル電源、背負い式消化水のう	継続事業	3.2	総務課	1-1、2-1、2-3、2-5、2-7、5-1、6-1、7-1
43	消防団運営事業	消防団運営(訓練等) 消防団員加入促進	災害時出動、消防技術訓練、水防工法訓練、中継送水訓練、消防操法大会、各種点検等	継続事業	33/年	総務課	1-1、2-3、7-1、7-2、8-2
44	総合防災訓練実施事業	町総合防災訓練実施	年1回	継続事業	—	総務課	1-1、2-3、3-1、3-2、4-3、5-3、8-2
45	自主防災組織育成事業	自主防災組織活動支援(訓練・研修、資機材購入補助等)	—	継続事業	—	総務課	1-1、1-2、2-1、2-3、2-7、4-3、7-2、8-2、8-4
46	防災士育成事業	防災士資格取得支援 防災士向け研修・訓練の実施(防災リーダー育成)	防災士養成講座負担金 毎年度10名 最終目標250人	継続事業	0.4	総務課	1-1、1-2、2-3、8-2
47	防災情報通信システム整備事業(県災害情報システム・県防災通信システム・衛星携帯電話等)	システム高度化 システム維持管理 システム操作研修・訓練	—	継続事業	2/年	総務課	1-1、1-2、2-1、2-3、2-5、3-1、4-1、4-2、4-3、6-3、8-5

48	受援体制構築事業	受援計画策定・見直し 災害時応援協定の締結 各関係機関との連携促進 受援訓練の実施	—	継続事業	—	総務課	2-3、2-5、3-1、3-2
49	防災意識啓発事業	住民向け研修・訓練の実施 チラシ配布や広報への記事掲載 小中学校での防災教育	—	継続事業	—	総務課	1-2、4-1、8-2
50	災害情報伝達手段整備事業（防災行政無線・メルマガ・HP・SNS等）	手段の多様化・高度化 設備等維持管理 設備等操作研修・訓練	防災行政無線 親局 1局 再送信子局 10局 拡声子局 6局	継続事業	8/年	総務課	1-1、1-2、2-1、2-3、2-5、4-2、4-3、6-3、7-1、7-2、8-5
51	消防施設整備事業	施設の維持管理施設の拡充	消火栓更新(R7) 2基	継続事業	—	総務課	1-1、6-4
52	非常用備蓄等整備事業	備蓄食糧・資機材等の拡充 自助による備蓄の普及啓発	災害時備蓄食糧整備目標基準 【主食・副食・補食】 1,209人×3日間×3品目＝合計10,881食 【飲料水（ペットボトル）】 1人1日30 1,209人×30＝3,6270	継続事業	1	総務課	2-1、2-4、5-3、6-4
53	指定避難所となる学校施設整備事業（学校施設環境改善交付金等）	町内の指定避難所となる学校施設（校舎・屋内運動場等）を大規模災害時に、あらゆる人が使用できるように、バリアフリー化や多目的化を進めるとともに、避難スペースとなる屋内運動場の整備（災害備品、暑さ・寒さ対策など）を進めるもの。	・令和4年度 麻生小 自動火災報知設備・非常用放送設備更新 ・令和8～9年度 避難所となる小中学校屋内運動場（武道場含む）への空調設備の導入	令和2年度～	400	学校教育課	1-1、2-5、2-7、7-1
54	自治活動推進交付金事業	住民相互の連絡、環境の整備など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に必要な費用を補助することにより、自治活動を支援する。	58行政区に対し、均等額及び人口増増額の合計額を交付	継続事業	5.467/年	地域振興課	2-6、2-7、8-2、8-3
55	コミュニティ施設整備事業	行政区が行う集会所及び広場の施設整備に要する経費の一部を補助する。	58行政区のうち、要望のあった区に対して、対象経費の1/2を補助。	継続事業	23.201/年	地域振興課	1-1、2-1、2-4、2-6、2-7、7-1、8-2、8-3

56	業務系システム更改事業（自治体クラウド）	現在、役場に設置している業務系システムのサーバーを、データセンターでの運用とすることで、庁舎が利用できない状態となった場合でも、業務継続が可能となる。	業務系システムのサーバー（利用端末：38台）	令和2年度～令和7年度	191	企画財政課	1-1、2-5、2-7、3-1
57	業務系システム更改事業（標準化・共通化）	現在、事業者がデータセンターに構築し、サービス利用の形で運用している業務系システムをより堅牢なガバナメントクラウド上のサービスに移行することで、災害時の業務継続の可能性を高める。	業務系システムの利用者108人（ターミナル利用：66台、専用端末：42台）	令和7年度～令和12年度	802	企画財政課	1-1、2-5、2-7、3-1
58	美化センター管理運営事業	可燃ごみ等の一般持込及び事業系一般廃棄物の搬入受付	(年間) 一般持込 2,914件 154,74t 事業系 1,807件 757,42t	継続事業	3/年	町民課	7-3、8-1
59	簡易給水施設等改良事業（過疎地域持続的発展計画）	広田地域簡易給水施設における老朽施設の改良	2施設	令和8年度～令和12年度	53	町民課	1-2、2-1、5-2、6-1
60	ごみ収集運搬事業	家庭ごみの収集運搬及び適正処理	(年間) 収集量 約6,000t	継続事業	272/年	町民課	2-6、5-1
61	新エネルギー機器等導入費補助事業	電気自動車、家庭用蓄電池及び燃料電池システム設置に対する補助	75基	令和8年度～令和12年度	8	町民課	2-1、5-1、6-1
62	浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進事業）	補助対象区域への10人槽以下の浄化槽設置に対する補助	30基	令和8年度～令和12年度	26	町民課	1-1、1-2、2-6、6-1、6-2
63	埋立処分場管理運営事業	埋立ごみ一般持込の搬入受付	(年間) 一般持込 120件 35,480kg	継続事業	8/年	町民課	8-1
64	アスベスト飛散防止事業	アスベスト飛散防止・封じ込め	—	継続事業	—	町民課	7-3
65	文化財保護事業	町文化財関連施設の維持管理	—	継続事業	—	社会教育課	1-1、8-3

66	文化会館管理運営事業	文化会館の維持管理	【施設】 ・文化会館	継続事業	—	社会教育課	1-1、2-4、2-7、3-1、8-3
67	社会体育施設維持管理事業	社会体育施設の維持管理	【施設】 ・大南町民広場 ・ひろた町民グラウンド ・玉谷町民体育館 ・高市町民体育館 ・砥部陶街道ゆとり公園 ・田ノ浦町民広場	継続事業	—	社会教育課	1-1、2-4、2-7、3-1、8-3
68	公民館施設維持管理事業	公民館施設の維持管理	【施設】 ・中央公民館（本館・講堂・体育館） ・千里地区公民館 ・ひろた交流センター	継続事業	—	社会教育課	1-1、2-1、2-4、2-7、3-1、8-3





## 砥部町国土強靱化地域計画

発行：砥部町

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

Tel : 089-962-2323(代表) Fax : 089-962-4277

